

事務事業名	地籍調査事業	整理番号	32601-010
所管	地籍調査課 地籍調査スタッフ		

事務事業の位置付け

期間	昭和40年度 ~ 平成年度	根拠法令・要綱等	国土調査法
基本計画における位置付け	基本政策	3-2 ゆとりと潤いのある市街地整備の推進	関連政策
	政策	3-2-6 地籍調査事業の推進	

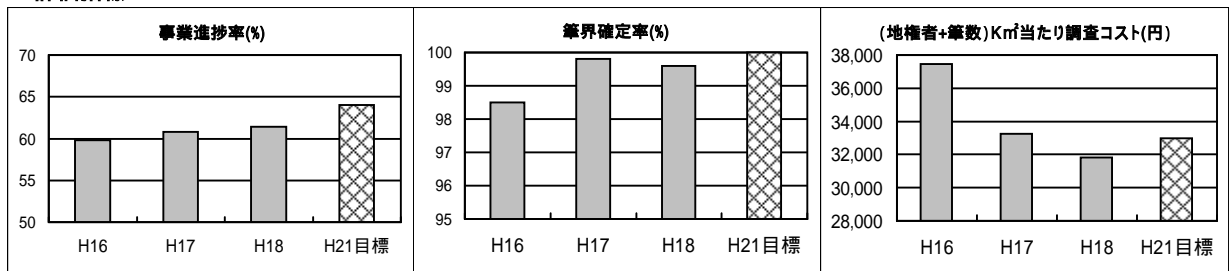
事務事業の内容

目的 (何のために)	地籍の明確化を図る。
対象 (誰・何を)	土地所有者。
手段 (どのようなやり方で)	A・B工程にて地籍調査事業の計画、準備。C・D工程にて境界杭の測量に必要な基準杭の設置。E工程にて一筆地調査(現地立会)。F工程にて境界杭の測量。G・H工程にて地積測定、地籍図及び地籍簿を作成し、所有者の同意を得て、その成果を法務局に送付し、登記する。
成果 (どのような状態にしたいか)	筆界・地番・地目・面積の調査により、明確な地籍が確立し、土地の管理が容易になり、公共事業の推進にも役立つ。
事務事業の背景・住民の意向	地籍が不明確なため境界紛争や開発行為の際、測量査定に時間と費用を費やしていたが、地籍調査を実施することにより懸案事項の解決が図られる。
見直し改善の経過	昭和58年度から数値測量を取り入れたことにより、測量の迅速化や精度が十分確保された。また平成14年度から境界杭の滅失によるトラブル防止のため、境界杭を撮影しパソコンに入力。立会いの質を上げるため協力員制度を廃止した。平成17年度より立会い工程の一部外注委託。

事務事業の実績・投入コスト

年度	事務事業実績	投入コスト(千円)
平成16年度	(登記) 竈・萩蕪の各一部 (0.44Km ²) (現場) 中畑の一部 (0.48Km ²)	
平成17年度	(登記) 中畑の一部 (0.48Km ²) (現場) 竈・中山・中清水の各一部 (0.45Km ²)	
平成18年度	(登記) 竈・中山・中清水の各一部 (0.45Km ²) (現場) 中畑・川柳の各一部 (0.51Km ²)	

評価指標



事務事業の評価

観点別・一次評価(担当部署の評価)		コメント	
観点別評価	必要性	今まで培った技量や知識により、円滑な調査や事務が行なわれ、この事業が地権者の権利意識等に左右される中、前年と同様な成果が得られたことは評価できる。	今後の方向性
	有効性		
	効率性		
一次評価	B		継続
二次評価(行政評価委員会の評価)		コメント	
二次評価	B	外部委託を視野に入れながら、システム改善を含め更に効率性を高める努力をされたい。	継続

改革プラン

平成19年度からの対応	平成17、18年度の立会い工程の委託比率15%。平成19年度の立会い工程の委託比率20%。A~H工程までの各工程の業務見直しを行ない、委託できる業務を検討する。地籍調査支援システムの有効活用、ソフトの改良をさらに進める。
平成20年度以降の対応	平成20年度の立会い工程の委託比率30%。平成21年度の立会い工程の委託比率40%。平成22年度のE工程の立会いの委託比率50%。立会い工程の委託については土地家屋調査士会と連携して順次拡大する。他の各工程の業務で、委託できる業務については委託化していく。調査系図作成の委託化、国有地の時効取得調書の作成委託等。
改革により予想される成果	立会い工程の委託により境界紛争地に介入しやすくなり立会い精度が高くなり、有効性、効率性が増す。支援システムの改善により法務局の統廃合に対処できる。